

当薬局は薬局内の感染防止等に留意した対策を行っています。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて厚生労働省より通知がありました。

薬局内において、感染防止等に留意した対応を行っている場合において、令和3年4月から9月までの間、「調剤感染症対策実施加算」を算定できることとなったことに伴い、窓口でお支払いいただく料金が変わることがあります。

また、令和2年12月からの6歳未満の乳幼児に係る調剤に際する臨時的な取扱いについても、本年9月まで継続することとなっております。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い (令和3年4月調剤分から9月調剤分まで)

厚生労働省保険局医療課事務連絡(令和3年2月26日)

項目	要件等	点数
調剤感染症対策実施加算	特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な該当する点数を算定する場合	4点
6歳未満の乳幼児の調剤に係る特例対応	6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合 ※なお、診療等に当たっては、患者又は家族等に対して、感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること	現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて12点

